

上越市議会基本条例（素案）〈逐条解説（市民説明会用）〉

前文

地方分権改革の進展に伴い、地方自治体の自己決定・自己責任・自己負担の範囲が拡大する中で、市民との信頼関係、協働の精神による自主自立のまちづくりが不可欠になっている。

平成17年1月1日、広域かつ全国最多となる14市町村で合併した上越市は、自治の一層の推進を図るため、自治の基本理念や市民、市議会、市長の権利・権限及び責務等を定めた上越市自治基本条例を平成20年4月1日に施行した。

さらに、自主自立のまちづくりを進めるため、合併当初、旧町村の区域ごとに導入した地域自治区・地域協議会及び地域協議会委員の公募公選制を、平成21年10月1日には合併前上越市の区域にも拡大し、全市域において恒久化することにより、市民の手によるまちづくり活動の仕組みを整えた。

こうした中で、市民が首長及び議員を直接選挙で選ぶという二代表制の下、議会は、市民の信託を受けた議事機関として、これまで以上にその責務を果たすことが求められている。

このため、上越市議会は、地域の人々が築き上げてきた歴史・文化、多様な地域資源などの特性を重視し、広域化した市域の課題の把握とそこに暮らす市民の様々な意見の反映に努め、議員間の自由な議論を展開しながら、政策立案及び政策提言を積極的に行う必要がある。また、これまで積み重ねてきた議会活性化に関する取組を確かなものにするとともに、さらに開かれた議会を目指し、情報公開を率先して行い、説明責任を果たさなければならない。

よって、上越市議会は、市民主権による自治の推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、全力で市民の信託に応えていくことを決意し、ここに議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範として、この条例を制定する。

【趣旨】

- 前文は、上越市議会基本条例制定に至った背景や制定に当たった決意をうたったものです。

【解説】

- 上越市議会は、本市における自治の最高規範である上越市自治基本条例のもとに、議会、議員の基本的な活動原則や市民及び市長との関係などを定めるとともに、議会の活性化を図るための基本姿勢を明示し、議会の最高規範としてこの条例を制定します。
- 前文は、地方分権改革の進展や広域かつ全国最多となる14市町村での合併、自主自立のまちの実現に向けた自治基本条例の制定、都市内分権を推進する仕組みである地域自治区の設置など、本条例制定の重要な背景や経緯を伝え、上越市議会らしさを表現するとともに、不断の議会改革を重ねながら、全力で市民の信託に応え、信頼される議会とするための決意を表しています。

*******上越市議会基本条例で使用する用語について*******

この条例で用いる用語は、本市の自治基本条例における用語の意義と同一であるため、特段、用語の意義を定める規定を置いていません。ただし、自治基本条例で用いる用語の意義と異なる場合は、疑義が生じないように該当の条文において、定義規定あるいは略称規定を置いてあります。

－参考－

○「市民」とは自治基本条例第2条第1項第2号で定める「市民」をいいます。

具体的には次のとおりです。

- ・市の区域内に居住する個人
- ・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人
- ・市の区域内に存する学校に在学する個人

○自治基本条例における「市長等」の定義には職員が含まれていませんが、議会基本条例では職員を含めて「市長等」と用いるため、第11条に略称規定を置いてあります。

第1章 総則

第1条 目的

- 1 この条例は、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もって議会が市民の信託に応え、市民の福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

- 本条は、この条例が規定している内容の概要を示し、制定目的を明らかにするために定めたものです。

【解説】

- 議会及び議員の活動に関する基本的事項等を定めることにより、議会の活性化を図り、不断の議会改革を行っていくことを第一の目的としています。さらに、議会が市民の信託に応え、市民全体の福祉の向上と市政の発展に寄与することを最終的な目的として定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

第2条 議会の活動原則

- 1 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
 - (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
 - (2) 議決責任を深く認識し、市の意思決定を行うとともに、市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。
 - (3) 市政運営の監視及び評価を行うこと。
 - (4) 政策立案及び政策提言に取り組むこと。
 - (5) 議員発議による条例制定に取り組むなど、立法機能の発揮に努めること。
 - (6) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させること。
 - (7) 議員間の自由闊達な議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。
 - (8) 議会の役割を追求し、不断の議会改革に努めること。

【趣旨】

- 本条は、自治基本条例に定める議会の責務を果たし、前条に掲げる目的を達成するため、議会の基本的な活動原則を定めたものです。

【解説】

- 第1号は、議会は、公平・公正な議会運営を行うとともに、その活動状況等を積極的に公開するなど、透明性を確保し、市民とともに歩む市民に開かれた議会を目指すことを定めています。
- 第2号は、議会は、市民から信託された議事機関として、その議決責任の重さを深く認識しながら、市の意思決定（条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定、その他市政運営の基本的事項の議決など）を行うとともに、市政の課題や議案等の審議内容・結果について、市民に対し、説明責任を果たすことを定めています。
- 第3号は、議会は、議決を行う前提として、検閲・検査や議会審議などを通じて市長等の執行機関による市政運営を監視するとともに、事務執行の成果等について評価することを定めています。
- 第4号は、議会として、委員会や会派、議員個人の活動を通じて、積極的な政策立案や政策提言に取り組むことを定めています。
- 第5号は、議会は、議員発議による条例制定に取り組むなど、条例の制定又は改廃をする立法機能を発揮することを定めています。
- 第6号は、議会は、市民との意見交換会や議会ポストなど、様々な機会を通じて市民の意見を把握し、その意見を市政や議会運営に反映させることを定めています。
- 第7号は、議会は、市民に分かりやすい議会運営と市民への説明責任を果たすため、議員同士が自由闊達な議論を行うことにより、市民に対して市政の課題・問題点を明らかにすることを定めています。

- 第8号は、議会は、市民の意見や社会情勢の変化等を踏まえて、常に議会の果たす役割を検証しながら、継続的な評価と改善を行うよう不断の議会改革に努めることを定めています。

第3条 議員の活動原則

- 1 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
 - (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
 - (2) 市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
 - (3) 市政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うよう努めること。
 - (4) 議会活動及び市政運営に関する自らの考えについて、市民への説明責任を果たすこと。
 - (5) 市政全体を見据え、市民の福祉の向上を目指し、普遍的な利益のために活動すること。
 - (6) 高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つこと。
 - (7) 不断の研さんに努め、自己の資質を高めること。

【趣旨】

- 本条は、自治基本条例で定める議員の責務及び前条で規定した議会の活動原則を踏まえ、議員としての基本姿勢、議会活動における原則を定めたものです。

【解説】

- 第1号は、議員は、議員間の自由な討議を重んじることが定められています。これは、議会が複数の議員が集まり言論によって物事を決める言論の府・合議制機関であることを認識し、議員同士の活発な議論を展開するためです。
- 第2号は、議員は、市民の代表として、その意見を市政に反映させるため、市政の課題や市民の様々な意見、要望の把握に努めることを定めています。
- 第3号は、議員は、議会の政策立案機能を果たすため、市政に関する調査研究を続けながら、政策立案や政策提言を行うよう努めることを定めています。
- 第4号は、議員は、議会における活動や市政運営に関する自身の考えについて、市民への説明責任を果たすことを定めています。
- 第5号は、議員は、市政全体を見据え、広い視野をもって市民の福祉の向上を目指し、すべての市民のために活動することを定めています。
- 第6号は、議員は、高い倫理観やモラルをもって職務を誠実にを行うとともに、自身の言動や行動に責任を持たなければならないことを定めています。
- 第7号は、議員は、常に研修や研究に努め、資質を高めることを定めています。

第4条 議長 の 責務

- 1 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。
- 2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求するものとする。

【趣旨】

- 本条は、議長の責務について定めたものです。

【解説】

- 第1項は、議長は、議場の秩序保持や議事整理など、大きな権限を有していることから、議長の責務として、全議員に対し、中立・公正な立場でその職務を行うとともに、議会の品位を保ち、民主的、効率的な議会運営を行うことを定めています。
- 第2項は、地方自治法では、「議長は、議会運営委員会の議決を経て、市長に対し、臨時会の招集を請求することができる」と定められていることから、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、請求相手となる市長が不在のときなどの例外を除き、速やかにその手続を行うことを責務として定めています。

第5条 会派

- 1 議員は、議会活動を行うため、基本的政策が一致する議員をもって会派を結成することができる。
- 2 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めるものとする。
- 3 会派は、会派活動について、市民に対して説明するよう努めるものとする。

【趣旨】

- 本条は、会派とは何か、また、その役割について定めたものです。

【解説】

- 第1項は、議員は、基本的な政策の考え方を同じくする議員と会派を結成することができることを定めています。
- 第2項は、会派は、政策集団として積極的に調査研究を行い、政策立案や政策提言を行うよう努めることを定めています。
- 第3項は、議会・議員の説明責任と同様に、会派としても市民に対し説明責任を果たすよう努めることを定めています。

第6条 議会改革の推進

- 1 議会は、自らの改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置する。

【趣旨】

- 本条は、議会改革の推進に取り組む新たな組織の設置について定めたものです。

【解説】

- 議会は、時代の変化や市民の求めに応じた役割、運営方法等が求められることから、現状に満足することなく、自ら改革を行っていく姿勢が必要です。このため、議会改革に向けた取り組みを専門的に検討する組織を設置することを定めています。

第3章 市民と議会との関係

第7条 情報の共有及び公開

- 1 議会は、多様な方法を用いて、議会の保有する情報を積極的に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。
- 2 議会は、議会に関する市民の知る権利を保障するため、別に条例で定めるところにより、議会が保有する情報を、市民等の求めに応じ、原則として公開しなければならない。
- 3 議会は、すべての会議を原則として公開しなければならない。
- 4 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するよう努めるものとする。

【趣旨】

- 本条は、より開かれた議会を目指すため、市民との情報の共有、積極的な情報公開を進めることを定めたものです。

【解説】

- 第1項は、議会だよりやインターネット等を通じて情報を積極的に提供し、市民との情報共有を図ることを定めています。
- 第2項は、議会も情報公開を実施する機関の一つとして、市民の知る権利を保障し、上越市情報公開条例に基づき、議会が保有する情報を、市民等の求めに応じて、原則公開しなければならないことを定めています。なお、この場合の「市民等」の範囲は、上越市情報公開条例第5条に次のように定められています。
 - ・市内に住所を有する個人
 - ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する個人及び市内に存する学校に在学する個人
 - ・上記のほか、実施機関が行う事務又は事業に具体的な利害関係を有する個人及び法人その他の団体

- 第3項は、議会は、透明性の確保等の観点から、秘密会とする場合などを除き、本会議や常任・特別委員会など、議会が開催するすべての会議を公開とすることを定めています。
- 第4項は、議会は、議決に対する説明責任を果たすため、議案等に対する議員個人の賛否の表明について、議会だより等で公表するよう努めることを定めています。

第8条 市民参画及び協働

- 1 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、市民参画の機会を保障するとともに、市民との協働を推進するものとする。
- 2 議会は、市民の意見及び専門的知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて、当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。

【趣旨】

- 本条は、議会への市民参画や意見を反映させる機会について定めたものです。

【解説】

- 第1項は、議会は、市民の意見を市政に反映させるため、意見交換や意見聴取の場を設けるなど、市民参画の機会を確保するとともに、公共的課題を解決するため、市民との協働を推進することを定めています。
- 第2項は、議会は、議案の審査等に反映させるため、地方自治法に定められている公聴会及び参考人制度や学識経験者の専門的知見の活用に努めることを定めています。
- 第3項は、議会は、市民参画の一環として、請願や陳情の審議に際し、必要に応じて、請願や陳情の提出者の意見を聴いた上で、審議を行うことを定めています。なお、意見を聴くときは、地方自治法に基づき、委員会に参考人として出席し、意見を述べることになります。

第9条 議会報告会

- 1 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び審査の内容について報告する議会報告会を開催しなければならない。
- 2 議会報告会に関することは、別に定める。

【趣旨】

- 本条は、議会報告会の開催について定めたものです。

【解説】

- 第1項は、議会は、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保するため、自らが地域に出向き、直接市民に対し議案等の審査結果等を報告する議会報告会を開催することを定めています。
- 第2項は、議会報告会の開催時期や議員の役割などの詳細については、議会内部で定めることを意味しています。

第10条 広報広聴委員会

- 1 議会は、市民との情報の共有を推進するとともに、市民参画の機会の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。
- 2 広報広聴委員会に関することは、別に定める。

【趣旨】

- 本条は、議会の広報広聴機能を担当する組織の設置について定めたものです。

【解説】

- 第1項は、議会は、市民との情報の共有の推進と市民参画の機会の充実を図るため、市民への広報広聴活動を専門的に行う広報広聴委員会を設置することを定めています。
- 第2項は、この広報広聴委員会の詳細については、議会内部で定めることを意味しています。

第4章 議会と行政との関係

第11条 市長等との関係

- 1 議会は、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との緊張関係を常に保持し、事務の執行の監視及び評価その他の議事機関としての責務を果たしていくものとする。

【趣旨】

- 本条は、議会と市長等（市長その他の執行機関及びその職員）との基本的な関係について定めたものです。

【解説】

- 本条は、議会は、二元代表制の下、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を保持しながら、事務の執行の監視及び評価など、自治基本条例に定められた議事機関としての責務を果たしていくことを定めたものです。

第12条 政策等の形成過程の説明要求

- 1 議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

【趣旨】

- 本条は、市長等に議会審議に必要な情報開示を求めることについて定めたものです。

【解説】

- 本条は、議会は、市の意思決定機能や市民への説明責任を果たすため、議会審議の論点の明確化などに必要となる政策や事業等の目的、効果、財源措置等の情報を明らかにするよう市長等に対し、求めることを定めています。
- 市長は、市民や議会に対して市政運営の方針や内容、目的・目標の達成状況を説明する責務を有することから、ここでは市長等が本条に応じる義務を特に定めていません。

第13条 議決事件

- 1 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、同法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定又は変更とする。

【趣旨】

- 本条は、地方自治法の規定に基づき、議会の議決すべき事件を条例で追加するものです。

【解説】

- 地方自治法では、議会で決定しなければならない議決事件（事項）のほかに、重要なものは条例により決める事ができると規定されています。これを受けて、議会は、新たに市政運営の基礎となる総合計画の基本構想に基づく基本計画の策定や変更を議決事項とします。

第14条 政策立案及び政策提言

- 1 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

【趣旨】

- 本条は、市長等に対し、政策立案や政策提言を行うことを定めたものです。

【解説】

- 議会は、条例や予算等の議案をはじめ、市の施策について、議会としての対案や修正

案の提案、決議、議員の一般質問等の手法により、市長等に対し政策立案及び政策提言を積極的に行うこととしたものです。

第5章 議会運営

第15条 議会運営

- 1 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。
- 2 議会は、議員間における討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。
- 3 議会は、市民にとって分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めなければならない。

【趣旨】

- 本条は、議会運営に関する基本原則について定めたものです。

【解説】

- 第1項は、議会は、民主的な運営を基本としながら、効率的な議会運営を行っていくことを定めています。
- 第2項は、議会は、言論の府、合議制の機関として、様々な考えを持っている議員同士が積極的に話し合い、合意形成を図るよう努めることを定めています。
- 第3項は、議会は、市民に開かれた議会とするため、難解な表現、専門用語等を多用せず、会議を傍聴している市民にわかりやすい言葉を使用した議会運営に努めることを定めています。

第16条 委員会

- 1 委員会は、委員間の自由な討議を保障した運営を行うとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めるものとする。
- 2 委員会は、その所管する事項の調査及び議案審査を行った結果、必要と認めるときは、委員会として、調査にあつては所見を、議案審査にあつては意見をそれぞれ付すものとする。
- 3 委員長は、委員会の議事整理及び秩序の保持について、その責務を果たさなければならない。

【趣旨】

- 本条は、委員会運営に関する基本原則について定めたものです。

【解説】

- 第1項は、全議員が一堂に会して議論をする本会議に対し、委員会は、その専門性と特性を活かして、詳細な議論を尽くす場所であることから、委員同士の自由な討議を保障し、その審査を通じて市長等に積極的な政策立案や政策提言を行うよう努めることを

定めています。

- 第2項は、委員会は、それぞれの委員会が担当する分野の調査又は付託議案等の審査を行った結果、必要なときは委員会としての所見や意見を付すことを定めています。
- 第3項は、委員長は、中立・公正な立場で、審査が円滑かつ能率的に進行するよう、その責務を果たさなければならないことを定めています。

第17条 会議における質疑応答

- 1 議会審議における質疑応答等は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を原則とする。
 - (2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議員の質問、政策提言に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【趣旨】

- 本条は、議会審議における議員と市長等との質疑応答等について定めたものです。

【解説】

- 第1号は、会議においては、論点や争点を明確にするため、議員と市長等との質疑応答は、一問一答方式を原則とすることを定めています。
- 第2号は、議会と執行機関の活発な議論を図るため、本会議又は委員会に出席した市長等は、議員の質問、政策提言に関し、議長又は委員長の許可を得て、反問としてその趣旨の確認や逆質問をすることができることを定めています。なお、反問の具体的な運用については、議会運営委員会で定めます。

第18条 政策等の形成

- 1 議会は、市民の意見及び議員等の政策提言について、議会としての対応方針を協議するため、課題調整会議を設置する。
- 2 議会は、前項の協議に基づき、共通認識及び政策等の形成を図るため、調査検討を行う必要があると認めるときは、政策形成会議を設置することができる。
- 3 課題調整会議及び政策形成会議に関することは、別に定める。

【趣旨】

- 本条は、議会としての政策等の形成・立案に向けた取り組みについて定めたものです。

【解説】

- 第1項は、議会は、広報広聴委員会が市民との意見交換会で聴取した意見や議員・会派及び各委員会から提出された政策提言について、議会としてどのような対応をすべきか協議する常設の会議として、課題調整会議を設置することを定めています。なお、課題調整会議の構成員は、議長、副議長、議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長

及び広報広聴委員会の委員長を予定しています。

- 第2項は、課題調整会議で協議した結果、議会として具体的な政策等の形成・立案を図る必要があると認めたときに、その案件に応じて、政策形成会議を設置することを定めています。なお、政策形成会議の設置は、その都度、議長が各派代表者会議の承認を得て行い、その構成員は、会派等から選出された議員とすることを予定しています。
- 第3項は、この課題調整会議及び政策形成会議の役割や構成等の詳細については、議会内部で定めることを意味しています。

第6章 政務調査費

第19条 政務調査費

- 1 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、別に条例の定めるところにより、適正に使用しなければならない。
- 2 会派及び議員は、使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書及び領収書等を公表しなければならない。

【趣旨】

- 本条は、政務調査費の使用や使途の透明性確保について定めたものです。

【解説】

- 第1項は、会派及び議員は、調査研究に資するため交付される政務調査費について、条例及び規則、さらには各派代表者会議で確認された基準を遵守し、適正に使用することを定めています。
- 第2項は、政務調査費が公費で賄われていることから、その使途についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、収支報告書等の公表を義務付けたものです。具体的には、収支報告書、視察等の調査報告書、領収書等の写しを市政情報コーナーで公表します。

第7章 議会の機能強化

第20条 議会の研修

- 1 議会は、議会及び議員の政策提言及び政策立案の能力を高めるため、研修を実施しなければならない。
- 2 議会は、第1項の研修の実施に当たっては、広く各分野の専門家、市民等との研修会を行うようにするものとする。

【趣旨】

- 本条は、議会がその能力の向上のために行う研修について定めたものです。

【解説】

- 第1項は、議会としての政策提言及び政策立案の能力の向上、そして議員としての能力の向上を図るため、研修を実施することを定めています。
- 第2項は、議会は、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野から専門的知識等を取り入れた研修会を実施することを定めています。

第21条 附属機関の設置

- | |
|--|
| 1 議会は、議会活動に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。 |
|--|

【趣旨】

- 本条は、議会における附属機関の設置の根拠を定めたものです。

【解説】

- 本条は、市民参画の具体的な方策として、また、より高度な専門的知見を議会運営や審議に活用するために、議会に附属機関を置くことができるようにすることを定めています。

第22条 交流及び連携の推進

- | |
|---|
| 1 議会は、政策形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の自治体議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。 |
|---|

【趣旨】

- 本条は、他の自治体の議会との交流及び連携について定めたものです。

【解説】

- 本条は、議会は、先進的な政策や広域化する行政課題の解決のため、他の自治体議会との共通認識を図り、互いに交流、連携を推進する必要があることを定めています。

第23条 議会事務局の体制整備

- | |
|--|
| 1 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化を図るものとする。 |
|--|

【趣旨】

- 本条は、議会活動を補助する、議会事務局の体制整備について定めたものです。

【解説】

- 本条は、議会の政策立案能力の向上や議会活動を円滑かつ効率的に進めるためには、

その活動を補助する議会事務局の調査・政策法務機能の充実を図り、体制を強化する必要があることから定めたものです。

第24条 議会図書室

- 1 議会は、議員の調査研修に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。
- 2 議会図書室は、誰もが利用することができるものとする。

【趣旨】

- 本条は、地方自治法の規定により議会に置く図書室の活用について定めたものです。

【解説】

- 第1項は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図り、調査研修に資するため、議会図書室の図書等（図書資料等）の充実を図ることを定めています。
- 第2項は、市民に開かれた議会とするため、議会図書室は誰もが利用できることを定めています。

第25条 予算の確保

- 1 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議会の機能を保持し円滑な議会運営を実現するため、予算の確保に努めるものとする。

【趣旨】

- 本条は、議会関係の予算の確保について定めたものです。

【解説】

- 本条は、議会は、二代表制の一翼を担う機関として、様々な機能を果たしていくためには、一定の予算が必要であることから、その予算確保に努めることを定めています。
- 予算の提案及び執行は、市長の権限ですが、ここでは、積極的に予算を確保し、議会の機能を高めようとする議会の姿勢を示しています。

第8章 政治倫理

第26条 政治倫理

- 1 議員は、市民の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努めなければならない。

【趣旨】

- 本条は、議員としての倫理観と姿勢について定めたものです。

【解説】

- 本条は、議員は、市民の代表であることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、議員としての品位を保つよう努めなければならないことを定めています。

第9章 最高規範性

第27条 最高規範性

- 1 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。
- 2 議会は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

【趣旨】

- 本条は、本条例が上越市議会における最高規範であることを明らかにしています。

【解説】

- 第1項は、議会に関する他の条例・規則等の制定や改廃、その解釈及び運用に当たっては、議会における最高規範であるこの条例との整合を図らなければならないことを定めています。
- なお、法形式的には、本条例と他の条例との間に効力の優劣をつけることはできませんが、本条例の制定目的と規定内容から、本条例は、議会における最高規範性を有しているものと考えています。
- 第2項は、自治基本条例における法令の解釈及び運用と同様に、議会は、許容される範囲内で、議会に関する法令の自主的な解釈と運用を行うことを定めています。

第10章 見直し等

第28条 見直し等

- 1 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。
- 2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

- 本条は、条例の検証及び見直しについて定めたものです。

【解説】

- 第1項は、定期的な検証を定めています。具体的には、議会は、条例の目的が達成されているかどうか、各派代表者会議等において、2年を目途に自主的な検証を行っていく予定です。
- 第2項は、随時の見直しを定めています。議会は、市民の意見や社会情勢の変化、前項の規定による検証の結果などを十分考慮し、この条例を必要に応じて見直して、条例の改正などの措置を講じていくことになります。